労使のトラブル　無料で解決
Trouble between labor and management ?　We'll solve it for free !

北海道

北海道労働委員会月報

２０２４年　８月号　No.727

左から、「レオン社長」、元気な労働者「リンさん」、道労委広報部長の「ねーさん」

主　な　内　容

○ 随　想
幻の白い猫
公益委員　山　下　史　生

○ 審　査　事　件
新　規　事　件
・６年６号不当労働行為事件

○ 個　別　事　件

随 想

幻 の 白 い 猫

北海道労働委員会
公益委員　山　下　史　生

ウチには、幻の白い猫がいます。名前をシーラと言います。７才の保護猫メスです。

野良で生まれのため、警戒心が強く、お客さんが家に来ると、どこかに隠れて人前には出て来なくなります。ガスの点検、修理などの人が来てもダメです。宅急便の人が来ても慌てて逃げます。

家では、年に１、２回ホームパーティを開いており、様々な人が来ますが、シーラは１日中ベッドの下に潜んでいます。

私の父は、母が２年前に亡くなり、一人暮らしとなったため､近所のサ高住に暮らしており、１か月に１、２度、私の家で一緒に食事をします。

父は、実家が農家であり、家で犬と猫を常時飼っており、犬も猫も大好きですし、とても懐かれやすいタイプです。しかし、シーラは、父の顔をちらっと見ると、どこかに隠れてしまいます。父が「シーラちゃん、どうしたの？」と大きな声を上げると、余計に避けるようになりました。

例外はあります。妻と親しい女友達、妻の母親、姉が来た時です。妻と仲良く話しているせいか、シーラは、居間に出てきて、友達、母親、姉の膝に乗ったりします。

どうやら、シーラは雌猫なので、優しい女性には心を開いて近寄って来るけれど、声が大きく、態度が積極的な男性は苦手なようです。

男性でも、私だけは例外で、シーラが保護猫としてお試しに家に来た初対面の時から、私に懐いています。私にどこか繊細で女性的な面があるからでしょうか。

シーラは、甘えん坊で、私が家で寛いでいると、必ず寄ってきて、抱っこをするか、撫で撫でするか要求してきます。無視すると、声のトーンが低くなり、詰問調になるので、その前には応じるようにしています。

シーラは、ここ５年間は病気もせず、動物病院に通うため外出することはないため、ずっと家にいます。マンションの住民の皆さんに会うこともありません。マンション内でも、「幻の白い猫」です。

審　査　事　件

新　規　事　件

▼６年６号不当労働行為事件

申　　立　　人	Ｘ１労働組合（上部団体） Ｘ２労働組合
被　申　立　人	医療法人Ｙ（医療業）
申 立 年 月 日	令和６年（2024年）７月４日
救済を求める内容	不利益取扱い禁止、バックペイ、支配介入禁止、ポストノーティス

申立人であるＸ１労働組合（以下「組合」という。）及びそのｙ病院における支部のＸ２労働組合（以下「支部」といい、組合と支部を併せて「組合ら」という。）は、被申立人でありｙ病院を経営する医療法人Ｙ（以下「法人」という。）との間では、令和４年（2022年）10月の支部結成から現在に至るまで､法人の団体交渉拒否等をめぐって組合らが不当労働行為救済申立てを行うなど、労使間の対立がある。法人は、令和５年（2023年）６月28日を最後に組合らとの団体交渉に応じておらず、これに対して組合らはストライキを実施するなど、活発な組合活動を行っていた。こうした状況で、法人から組合員らに対して次のとおり不利益取扱いが行われた。

１　Ｘ２の組合員であるＡは、令和６年（2024年）５月７日付けで減給処分を受けた。処分の理由としては、令和５年（2023年）５月１日から同月２日に掛けてＡが派遣職員のＢに対してした言動が、指導に藉口したパワーハラスメント行為であり、就業規則の懲戒事由に該当するというものであった。

２　Ｘ２の支部長であるＣは、令和６年（2024年）５月28日付けで減給処分を受けた。処分の理由としては、①Ｃが令和５年（2023年）９月21日に誤ってｙ病院の看護部長であるＤに電話を掛け、直後のＤからの折り返し電話に対して不適切な態度を取ったことなどが、モラルハラスメント行為であること、②Ｃは上記①に関してＤの過剰な謝罪要求があったとしてパワーハラスメントの申立てを法人のハラスメント防止委員会に行っていたところ、当該委員会の調査においてＣは虚偽の陳述を行うなど、Ｃによる通報は悪質な不正通報であることであり、いずれの行為も就業規則の懲戒事由に該当するというものであった。

３　ｙ病院では、就業規則上、日勤の休憩時間は「午後０時から午後１時までの１時間及び上記以外で業務に支障のない10分間」と定められているところ、Ｘ２の組合員であるＥなど計５名は10分間の休憩を取得できなかった時間について時間外労働としてＤに承認を求めたところ、Ｄは承認しなかった。Ｃは、Ｄに対してその理由を問うたところ、Ｄは、組合員であることを理由に承認していないことを明言した。なお、Ｄは非組合員の従業員に対しては休憩時間中の時間外労働を承認していることが確認されている。

上記の法人の行為のうち、１及び２については、いずれもストライキなど組合活動が活発化する中で行われたこと、懲戒事由が認められないこと、懲戒の対象とされている出来事からＡについては１年以上、Ｃについては半年以上も経過してから立て続けに行われていること、そもそも法人の懲戒権の存在自体が疑われる事情があることなどからすれば、不当労働行為意思に基づきなされた不利益取扱いである上、組合らの活動時期との関係や、特にＸ２の支部長として影響力のあるＣに対して懲戒処分がなされていることからすれば、法人は組合を弱体化させようとして懲戒処分を行ったものといえる。また、３については、Ｄが非組合員の時間外労働のみ承認している実態や、Ｄ

のＣに対する発言内容からすれば､組合員であることを理由としてなされた不利益取扱いである上、同じ理由から、法人が組合を弱体化させようとする姿勢が顕著である。

以上の法人の行為は、労働組合法第７条第１号及び第３号に該当する不当労働行為であるとして申立てがあった。

個　別　事　件

令和５年７月に当委員会において取り扱った「個別的労使紛争のあっせん」関係の業務は、次のとおりである。

１　あっせん申請に係る事前相談・聴取件数

	相談・聴取の総件数
１～６月	152
７月	24
計	176

２　あっせん申請及び終結状況

	前月繰越	新規件数	取扱件数	終結件数	終結区分					翌月繰越
					解　決	打切り（＊）		取下げ	不開始	
						あっせん	不応諾			
１～６月	3	19	22	20	9	4	3	4	0	2
７月	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2
計	－	19	22	20	9	4	3	4	0	－

＊「１～６月」欄のうち「前月繰越」欄の件数は、前年からの繰越件数である。
＊「打切り」には、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断して打切りになった「あっせん」と、被申請者があっせんへの参加を応諾せず打切りになった「不応諾」がある。
＊「取扱件数」欄の「計」は、前年からの繰越件数に「新規件数」欄の「計」を加えたものである。

３　あっせん事項内容別件数

あっせん事項内容	１～６月	７月	計
経営又は人事	14		14
解雇	（7）		（7）
①整理解雇			
②普通解雇	［1］		［1］
③退職強要	［1］		［1］
④契約更新拒否、雇止め	［5］		［5］
配置転換、出向・転籍	（2）		（2）
復職			
懲戒処分			
①懲戒解雇			
②①以外の懲戒処分			
退職	（5）		（5）
勤務延長、再雇用			
その他経営又は人事			
賃金等	10		10
賃金未払	（6）		（6）
賃金増額			
賃金減額			
一時金	（1）		（1）
退職一時金	（1）		（1）
解雇手当			
休業手当			
諸手当	（2）		（2）
その他賃金			
年金（企業年金・厚生年金等）			
労働条件等	1		1
労働契約			
労働時間			
休日・休暇			
年次有給休暇			
育児休業・介護休業			
時間外労働			
安全・衛生			
福利厚生制度			
社会保険	（1）		（1）
労働保険			
その他の労働条件等			
職場の人間関係	4		4
セクハラ			
パワハラ・嫌がらせ	（4）		（4）
その他	11		11
合　計	40		40

（注）本表は個々の事件のあっせん事項を内容ごとに細分したものを示しており、必ずしも事件数とは一致しない。
（ ）はあっせん事項内容の内数。また、［ ］は（ ）の内数である。

北海道労働委員会　案内図

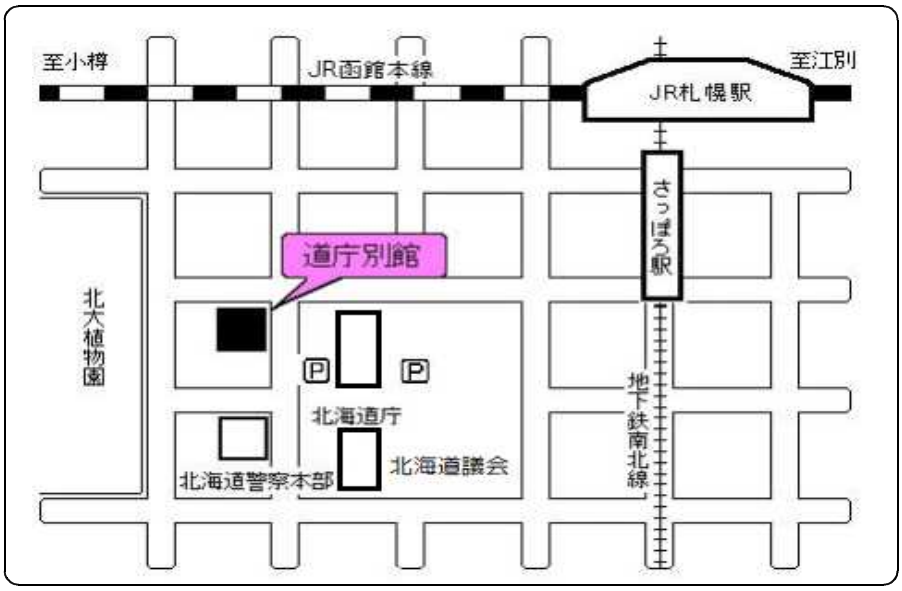

○所在地　　札幌市中央区北３条西７丁目（道庁別館10階）

○電　話　　総務審査課　総括グループ　011-204-5662

　　審査グループ　011-204-5664

　　調整課　調整グループ　011-204-5666

　　個別対策グループ　011-204-5667

○最寄駅

・ＪＲ札幌駅　西コンコース南口から徒歩約９分

・地下鉄南北線さっぽろ駅　１０番出口から徒歩約５分

○駐車場

収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

北海道労働委員会月報

２０２４年８月号　No.727

発　　行　　令和６年（2024年）８月９日

編集・発行　　北海道労働委員会事務局総務審査課

〒060-8588　札幌市中央区北３条西７丁目

電　　話　　011-204-5662（総括グループ）

ＦＡＸ　　011-232-1057

ＵＲＬ　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html

Ｅ-ｍａｉｌ　　douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp